

第 4 8 号議案

東大和市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 5 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第31条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第33条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第35条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「よる。」を「より徴収する。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第37条中「及び都民税」を「、個人の都民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第39条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「給与支払い」を「給与の支払」に、「退職手当額」を「退職手当額等」に改める。

第42条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、

「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第42条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第42条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第42条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第70条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

付則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

付則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第10条の5の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第47条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとするものを含む。)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第59条の2の3の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載し

た申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

付則第15条の3を削る。

付則第15条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を付則第15条の3とする。

付則第15条の7第3項を削る。

付則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第17条の2第1項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、「各年度分の」の次に「個人の」を加える。

付則第18条の7の3中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第22条の8中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第31条の9第2項並びに第35条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条

に1項を加える改正規定並びに第37条、第39条、第42条、第42条の2及び第42条の6の改正規定並びに付則第15条の3の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び付則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）付則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

（2）第33条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき東大和市税条例第33条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第10条の2第27項の規定は、令和5年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第70条第1号エ及び付則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の東大和市税条例付則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。